

# 家畜衛生情報 No. 12 令和6年1月

★東青地域県民局地域農林水産部 青森家畜保健衛生所  
★東青地区家畜衛生推進協議会



## 異常家きんを発見した場合は、早期通報をお願いします！

令和6年1月27日、山口県防府市の採卵鶏等飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

今シーズンは、令和6年1月29日時点で、7県7事例で発生しており、国内の複数地点において、野鳥から本病ウイルスが検出されていることから、現在も油断できない状況が続いています。

家きんを飼養している皆様は、飼養衛生管理基準を守り、本病の侵入防止対策を徹底してください。

本病を疑う家きんを発見した場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。

### 次のような症状を見られたら家畜保健衛生所に連絡を！

- ・1日の家きんの死亡羽数が、過去3週間の死亡率と比べて、2倍以上になった
- ・2倍未満の場合でも5羽以上まとまって死亡している
- ・まとまって嗜眠・沈うつ状態になり、活性が低下する
- ・脚部などに皮下出血が見られる
- ・トサカや肉垂が暗青色化する(チアノーゼ)
- ・急激に産卵率が低下する

…など



(裏面へ続く)

## <愛玩鶏飼養者の皆様へ>

今回山口県で高病原性鳥インフルエンザが発生した農場は23羽の採卵鶏等が飼育されていました。それでも半径10km圏内にあった肉用鶏農場2戸の約20,000羽が10日間の搬出制限対象となってしまいました。

少数の家きんをペットとして飼育する場合でも感染リスクは変わりません。

高病原性鳥インフルエンザに感染すれば、大切な家きんを全て殺処分せざるを得なくなるだけでなく、周辺の養鶏農場には3週間にわたる出荷制限がかかる恐れがあり、地域経済にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

家きんを飼育する場合は、世話をする前に手指の消毒をするなど、35項目の飼養衛生管理基準を守ってもらわねばなりません。

もし野鳥や野生動物と接触できるような状態で飼育しているのであれば、直ちに接触防止対策をとってください。

高病原性鳥インフルエンザの感染防止に充分注意した上で飼育をしてください。

高病原性鳥インフルエンザの特定症状を呈している家きんを発見した場合は、直ちに青森家畜保健衛生所に連絡してください！

東青地域県民局地域農林水産部 青森家畜保健衛生所

TEL: **017-764-1744**

FAX: 017-728-0335

夜間・土日祝祭日の場合 家保携帯: **090-2274-0474**